
**2017年度 法学部・大学院法学研究科、法科大学院生対象
アジア法整備支援対象国 短期派遣（インドネシア）
募集要項**

1. 募集目的：

アジア地域は現在、市場としての価値が高まっており、アジア各国でビジネス展開をする日系企業も年々増加している。それに伴い、現地日系企業に対する法務サービスや紛争解決など、国際的な事案に携わる法律家の育成が、各方面から求められている。また、アジア各国では、体制移行や経済のグローバル化に伴い、日本政府等による法整備支援が展開されており、こうした法整備支援に貢献しうる若き人材の発掘も課題となっている。

本学は、アジア各国に「日本法教育研究センター（以下CJLと言う）」を置き、日本政府と連携して長年にわたり法整備支援活動を展開している。本プログラム「アジア志向法律家育成支援プログラム」では、CJLが設置されているアジア諸国（ハノイ、ホーチミン、カンボジア、インドネシア、モンゴル、ウズベキスタン、ミャンマー、ラオス）へ学生を派遣し、現地法の講義、法律機関への訪問、現地学生との議論などを実施する。これにより、アジアの法事情に精通し、日本法を外国法と比較して客観的に捉え、国際感覚を身につけたグローバルリーダーの育成を行うことが、本プログラムの目的である。

2. 応募資格・適性：

- ① 名古屋大学法学部・大学院法学研究科・法科大学院生の正規課程に在籍する学生
（プログラムの趣旨により、JASSOに応募可能な学部生を優先）
- ② 積極的・主体的・自律的・協力的な
 - ・事前研修等への参加
 - ・事後報告会等への参加
 - ・報告書等の作成を行える者
- ③ プログラム参加にあたり問題のない健康状態であること
- ④ 現地の生活に適応する意欲がある者
- ⑤ 英語または現地語で大学の講義が理解できること
基準：派遣時点でTOEIC730, iBT・TOEFL80程度
- ⑥ 「比較法政演習Ⅰ」「比較法政演習Ⅱ」を受講済みであることが望ましい

3. JASSO(独立行政法人 日本学生支援機構)奨学金応募資格：

当プログラム参加者はJASSO奨学金(月額7万円)への申し込みが可能です。

申し込み条件：

- ① 日本国籍を有する者または日本への永住が許可されている者
- ② プログラム関連の単位を取得すること
- ③ 設定された以下の語学水準を満たすこと
語学水準 英語の場合の目安：TOEIC 400点以上（TOEFLの場合、PBT435点以上、CBT123点以上、iBT41点以上、IELTS5.0(Academic Module)以上 もしくは前年度の語学成績で成績評価係数 2.3 以上
- ④ 設定された以下の成績水準を満たすこと
学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、次に定める方法で求められる、**選考時の前年度**

の成績評価係数が 2.30 以上であること。前年度の成績がない場合は、選考時の前学期分の成績から算出するものとする。なお、成績評価係数で表すことができない場合は、別に定める様式に、特に成績が優秀であり、成績評価係数 2.30 以上であるとする理由を明記すること。

	成績評価			
評価点数	100～80	79～70	69～60	59 以下
	優	良	可	不可
	S、A	B	C	F、D
成績評価ポイント	3	2	1	0

計算式

$$\{(\text{「評価ポイント3の単位数」} \times 3) + (\text{「評価ポイント2の単位数」} \times 2) + (\text{「評価ポイント1の単位数」} \times 1) + (\text{「評価ポイント0の単位数」} \times 0)\} \div \text{総登録単位数}$$

- ⑤ 在学中にフォローアップのための追跡調査に協力すること
 ⑥ 経済的理由により、自費のみでの参加が困難であること
原則として以下の家計基準の目安以下に合致する者を優先する
 家計基準の目安

区分	給与所得世帯	給与所得以外の世帯
大学（学部）	3人世帯（自宅）1,012 万円	3人世帯（自宅）604 万円
	3人世帯（自宅外）1,059 万円	3人世帯（自宅外）651 万円
	4人世帯（自宅）1,096 万円	4人世帯（自宅）688 万円
	4人世帯（自宅外）1,143 万円	4人世帯（自宅外）735 万円
	5人世帯（自宅）1,314 万円	5人世帯（自宅）906 万円
	5人世帯（自宅外）1,408 万円	5人世帯（自宅外）1,000 万円
大学院（修士）	本人及び配偶者の収入	
大学院（博士）	536 万円程度	
	718 万円程度	

給与所得者・・・源泉徴収票の支払い金額（税込み）

給与所得以外・・・確定申告書等の所得金額（税込み）

※他団体などから奨学金を受けている学生は、当奨学金との併用が認められない奨学金もあるので、確認すること。また、JASSO の奨学金も種類によっては併給が認められない場合があるため、同じく事前に必ず確認すること。

募集人員：8名程度

（派遣先）インドネシア（ジョグジャカルタ）ガジャ・マダ大学 <http://www.ugm.ac.id/en/>

4. 活動内容：

① 事前研修

【英語、各国一般事情および法律・政治制度、日本語・文化指導支援など】

（6月下旬より開始予定、単位付与なし、詳細については追って連絡予定）

※アジア法整備支援特別講座（月1回程度、法整備支援・アジア法専門家によるオムニバス講義を行う）に出席を推奨する。

- ② 現地大学（ガジャ・マダ大学）における講義の聴講
- ③ インドネシア日本法教育研究センター、ガジャ・マダ大学、または現地の高校等での社会科学分野の日本語・日本文化・日本法の紹介、教育補助、交流活動（ホームステイ）など
- ④ 法律関係機関等の訪問・見学（弁護士事務所、憲法裁判所、法務人権省等を予定）

5. 派遣時期：2017年9月12日（火）～23日（土）

6. 応募願書締切：**2017年6月15日（木）17:00**

7. 選考方法：書類選考＋面接（予定：6月中旬～下旬）

8. 提出書類：指定の願書、外国語能力証明書の写し、成績表(日・英)の写し、家計基準申告書、給与所得者の源泉徴収票の写しまたは給与所得以外の確定申告書（第一表と第二表）(控)の写し（税務署の受付印があるもの）

※署名欄以外はパソコン入力を認める。

9. 提出先：法政国際教育協力研究センター（CALE）

10. 費用：渡航にかかる往復航空券代、宿泊代、ビザ代等は自己負担
奨学金は支給要件を満たせば、支給あり

問合せ先

法政国際教育協力研究センター(CALE)

TEL：052-789-2325 / 052-789-4263

E-mail：asean@law.nagoya-u.ac.jp